

○財務省告示第九十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和三年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 後				送 出 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
29.01	[略]			29.01	[同左]		
29.16	[略]			29.16	[同左]		
29.17	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.17	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2917.11	[略]			2917.11	[同左]		
2917.20	一芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			2917.20	一芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2917.32	[略]			2917.32	[同左]		
2917.37				2917.37			
2917.39	ーその他のも			2917.39	ーその他のも		
030	ー 2, 6 - ナフタレンジカルボン酸ジメチルエステル		KG	010	ー フタル酸及びイソフタル酸		KG
	ー その他のも			020	ー テトラブロモ無水フタル酸		KG
020	ー テトラブロモ無水フタル酸		KG	090	ー その他のも		KG

		<u>-----その他のもの</u>					
	010	<u>-----フタル酸及びイソフタル酸</u>	<u>KG</u>				
	090	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>				
29.18				29.18			
}		[略]		}		[同左]	
29.20				29.20			
		[略]				[同左]	
29.21		アミン官能化合物		29.21		アミン官能化合物	
		[略]				[同左]	
2921.11				2921.11			
}		[略]		}		[同左]	
2921.49				2921.49			
		一芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩				一芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
<u>2921.51</u>		<u>一オルトフェニレンジアミン、メタフェニレンジアミン、パラフェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩</u>		<u>2921.51</u>	<u>000</u>	<u>一オルトフェニレンジアミン、メタフェニレンジアミン、パラフェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩</u>	
	100	<u>一メタフェニレンジアミン</u>	<u>KG</u>				
	900	<u>一その他のもの</u>	<u>KG</u>				
2921.59		[略]		2921.59		[同左]	
29.22				29.22			
}		[略]		}		[同左]	
29.42				29.42			
		[略]				[同左]	
		[略]				[同左]	
39.01		[略]		39.01		[同左]	
}		[略]		}		[同左]	
39.25				39.25			
39.26		その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品		39.26		その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	
3926.10		[略]		3926.10		[同左]	
<u>3926.20</u>		<u>一衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）</u>		<u>3926.20</u>		<u>一衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）</u>	
	011	<u>一手袋（塩化ビニルの重合体製のもので、厚さが0.2ミリメートル</u>				<u>一手袋（厚さが0.20ミリメートル未満のものに限る。）</u>	<u>KG</u>

		未満のものに限る。)	PR	KG		011	---塩化ビニルの重合体製のもの	PR	KG
		---その他のもの				012	---エチレンの重合体製のもの	PR	KG
		---手袋（厚さが0.2ミリメートル未満のものに限る。)				019	---その他のもの	PR	KG
	012	----エチレンの重合体製のもの	PR	KG		020	---ガウン（医療用、介護用その他の衛生管理用に供する種類のものに限る。)	NO	KG
	019	----その他のもの	PR	KG		090	---その他のもの		KG
	020	---ガウン（医療用、介護用その他の衛生管理用に供する種類のものに限る。)	NO	KG					
	090	---その他のもの		KG					
3926.30					3926.30				
}		[略]			}		[同左]		
3926.90					3926.90				
[略]					[同左]				
40.01					40.01				
}		[略]			}		[同左]		
40.14					40.14				
40.15		衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）			40.15		衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）		
		---手袋、ミトン及びミット					---手袋、ミトン及びミット		
4015.11		[略]			4015.11		[同左]		
4015.19		---その他のもの			4015.19		---その他のもの		
		---手袋（厚さが0.2ミリメートル未満のものに限る。)					---手袋（厚さが0.20ミリメートル未満のものに限る。)		
	011	----天然ゴム製のもの	PR	KG		011	----天然ゴム製のもの	PR	KG
	012	----アクリロニトリル-ブタジエンゴム（NBR）製のもの	PR	KG		012	----アクリロニトリル-ブタジエンゴム（NBR）製のもの	PR	KG
	019	----その他のもの	PR	KG		019	----その他のもの	PR	KG
	090	---その他のもの	PR	KG		090	---その他のもの	PR	KG
4015.90		[略]			4015.90		[同左]		
40.16					40.16				
}		[略]			}		[同左]		
40.17					40.17				
[略]					[同左]				